

第12章 そ の 他

I 許可申請手数料

1 開発許可申請手数料（令和7年4月1日現在）

（1）開発行為許可申請手数料（法第29条第1項関連）

（1件につき）

開 発 区 域 の 面 積	自己居住用	自己業務用	非自己用
0. 1ha 未満	9, 500円	14, 000円	95, 000円
0. 1ha 以上 0. 3ha 未満	24, 000円	33, 000円	140, 000円
0. 3ha 以上 0. 6ha 未満	47, 000円	71, 000円	210, 000円
0. 6ha 以上 1. 0ha 未満	95, 000円	130, 000円	280, 000円
1. 0ha 以上 3. 0ha 未満	140, 000円	220, 000円	430, 000円
3. 0ha 以上 6. 0ha 未満	190, 000円	290, 000円	560, 000円
6. 0ha 以上 10. 0ha 未満	240, 000円	370, 000円	720, 000円
10. 0ha 以上	330, 000円	520, 000円	960, 000円

（2）開発行為の変更許可申請手数料（法第35条の2第1項関連）

ア、イ、ウの合計額（限度額960, 000円）

（1件につき）

ア. 開発区域内の変更設計（イのみに該当する場合を除く）	
（1）公共施設に変更のない場合	
①区域変更なし……………区域面積に応じ、前項の金額の10分の1	
②区域編入……………変更前の面積に応じ、前項の金額の10分の1	
③区域縮小……………縮小後の面積に応じ、前項の金額の10分の1	
（2）公共施設に変更のある場合（32条変更を伴うもの）	
①区域変更なし……………区域面積に応じ、前項の金額の10分の3. 5	
②区域編入……………変更前の面積に応じ、前項の金額の10分の3. 5	
③区域縮小……………縮小後の面積に応じ、前項の金額の10分の3. 5	
イ. 開発区域の編入	編入面積に応じ、前項に規定する額
ウ. その他の変更	11, 000円

変更の取扱い注意事項

「その他」の変更について

（ア）予定建築物等の用途の変更

（イ）工事施行者の変更

（ウ）工区の変更

（注）軽微な変更に応当する届出に係るものは除く。

(変更許可申請手数料計算例)

例1 開発区域の面積がA ha で開発許可を受けた後、単に設計変更する場合

〈 A ha に対する規定額 $\times 1/10$ 又は $3.5/10$ 〉

例2 開発区域の面積がA ha で開発許可を受けた後、B ha の面積の縮小に伴い設計変更をする場合

〈 (A - B) ha に対する規定額 $\times 1/10$ 又は $3.5/10$ 〉

例3 開発区域の面積がA ha で開発許可を受けた後、設計変更の理由が新たな土地の編入に起因していて、B ha の面積が増加した場合

〈 B ha に対する規定額 〉

例4 開発区域の面積がA ha で開発許可を受けた後、設計変更を伴いB ha の面積が増加した場合

〈 (A ha に対する規定額 $\times 1/10$ 又は $3.5/10$) + (B ha に対する規定額) 〉

例5 例1及び例2の場合で「その他」の変更が伴う場合

〈 (例1及び例2の手数料) + 11,000円 〉

例6 例3及び例4の場合で「その他」の変更が伴う場合

〈 例3及び例4の手数料と同じ 〉

(注) 増加面積に対する規定額に含まれている。

例7 開発区域の面積がA ha で開発許可を受けた後、B ha の面積の縮小及びC ha の面積の増加に伴い設計変更をする場合

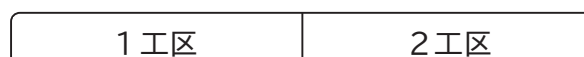
(当初)

(変更)



〈 (A - B) ha に対する規定額 $\times 1/10$ 又は $3.5/10$ + (C ha に対する規定額) 〉

例8 開発区域で工区分けをしている開発許可について、1工区工事完了の公告後で、2工区のみ変更を行う場合



(2工区の区域に変更がなく設計変更を行うとき)

2工区の面積の規定額 × 1/10又は3.5/10

(2工区の区域の減少に伴い設計変更を行うとき)

2工区の減少後の面積に応じる規定額 × 1/10又は3.5/10

(3) 市街化調整区域内等における建築物の制限に係る特例許可申請手数料(法第41条第2項ただし書き関連)

1件につき 50,000円

(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料(法第42条第1項ただし書き関連)

1件につき 27,000円

(5) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料(法第43条関連) (1件につき)

敷地の面積	金額
0.1ha未満	7,100円
0.1ha以上 0.3ha未満	19,000円
0.3ha以上 0.6ha未満	40,000円
0.6ha以上 1.0ha未満	71,000円
1.0ha以上	99,000円

(6) 地位の承継の承認申請手数料(法第45条関連) (1件につき)

ア. 自己居住用又は、1ha未満の自己業務用	1,900円
イ. 1ha以上の自己業務用	3,000円
ウ. ア・イ以外の開発	19,000円

(7) 都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明手数料(省令第60条関連)

1件につき 4,700円

(8) 優良宅地造成認定申請手数料

- ① 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は、第63条第3項第5号イに該当するもの

(1件につき)

認 定 面 積	手 数 料
0.1ha 以上 0.3ha 未満	140,000円
0.3ha 以上 0.6ha 未満	210,000円
0.6ha 以上 1.0ha 未満	280,000円
1.0ha 以上 3.0ha 未満	430,000円
3.0ha 以上 6.0ha 未満	560,000円
6.0ha 以上 10.0ha 未満	720,000円
10.0ha 以上	960,000円

- ② 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は、第63条第3項第7号イに該当するもの

1件につき 95,000円

(9) 開発登録簿の写しの交付手数料

調書 1通につき 470円

図面 用紙1枚につき 940円